

様式2(単独申請用)

有 償 運 送 許 可 申 請 書

令和 年 月 日

運輸支局長 殿

住 所:
 氏名又は名称:
 代 表 者 名: 印
 (連絡先:)
 (担当者:)

自家用自動車を有償で運送の用に供したいので、道路運送法第78条第3号の規定により申請します。

| | |
|--------------|--|
| 運送需要者 | 警察、道路管理者、消防、ロードアシスタンス会社、事故車及び故障車の使用者等 |
| 有償運送を必要とする理由 | 交通の安全と円滑の阻害となる事故車等を緊急排除し、公共の福祉に寄与するため |
| 自動車登録番号等 | |
| 運送しようとする物 | 道路上で事故又は故障により自力で走行することができない状態等となった自動車又は原動機付自転車 |
| 運送しようとする期間 | 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで |
| 運送しようとする区間 | 道路上の現場(原則として、許可を受けた運輸支局管内に限る。)から、最寄りのディーラー、整備工場、車両置場等までの運送 |
| 任意保険の内容 | |
| 研修の実施 | (別紙) |

※ 添付書類

- ①任意保険等の証書(写)
- ②電子化されていない自動車検査証にあっては自動車検査証(写)又は電子化された自動車検査証にあっては自動車検査証記録事項
- ③研修の受講状況(別紙)

記入例

様式2(単独申請用)

有償運送許可申請書

令和 年 月 日

運輸支局長 殿

住所: 東京都港区赤坂8-7-15 アンフィニ赤坂1F

氏名又は名称: 高速レッカー株式会社

代表者名: 高速 太郎

印

連絡先:)

(担当者:)

※車検証に記載される
法人名または個人名

自家用自動車を有償で運送の用に供したいので、道路運送法第78条第3号の規定により申請します。

| | |
|--------------|--|
| 運送需要者 | 警察、道路管理者、消防、ロードアシスタンス会社、事故車及び故障車の使用者等 |
| 有償運送を必要とする理由 | 交通の安全と円滑の阻害となる事故車等を緊急排除し、公共の福祉に寄与するため |
| 自動車登録番号等 | 品川 100 あ 1111 |
| 運送しようとする物 | 道路上で事故又は故障により自力で走行することができない状態等となった自動車又は原動機付自転車 |
| 運送しようとする期間 | 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで |
| 運送しようとする区間 | 道路上の現場(原則として、許可を受けた運輸支局管内に限る。)から、最寄りのディーラー、整備工場、車両置場等までの運送 |
| 任意保険の内容 | 対人無制限 ※対人補償内容をご記入ください。 |
| 研修の実施 | (別紙) 研修及び指導の受講状況 |

※ 添付書類

- ①任意保険等の証書(写)
- ②電子化されていない自動車検査証にあつては自動車検査証(写)又は電子化された自動車検査証にあつては自動車検査証記録事項
- ③研修の受講状況(別紙)

様式2-2(単独申請用)

有償運送許可証

| | |
|----------|--|
| 氏名又は名称 | |
| 自動車登録番号等 | |
| 運送する物 | 道路上で事故又は故障により自力で走行することができない状態等となった自動車又は原動機付自転車 |
| 許可期間 | 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで |
| 運送区間 | 道路上の現場(原則として、許可を受けた運輸支局管内に限る。)から、最寄りのディーラー、整備工場、車両置場等までの運送 |

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

1. この許可証は、車積載車の外側から見やすいようにして表示すること。
 2. この許可証は、再交付を受ける場合(許可証の紛失の場合を除く。)
- 又は許可期間が過ぎた場合は、速やかに返納すること。
3. 有償運送許可要件に該当しなくなった場合又は許可された運送する物若しくは運送区間の制限を超えて有償運送を行った場合は、許可を取り消すことがある。

令和 年 月 日 第 号許可

運輸支局長 印

注 意 事 項

1. 登録若しくは車両番号の指定を受けていない(自動車登録番号標等のない)自動車又は市区町村から標識の交付を受けていない(標識のない)原動機付自転車の運送を行わないこと。
2. 太枠の欄は、予め記入すること。

記入例

様式2-2(単独申請用)

有償運送許可証

| | |
|----------|--|
| 氏名又は名称 | 高速レッカー株式会社 |
| 自動車登録番号等 | 品川 100 あ 3333 |
| 運送する物 | 道路上で事故又は故障により自力で走行することができない状態等となった自動車又は原動機付自転車 |
| 許可期間 | 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで |
| 運送区間 | 道路上の現場(原則として、許可を受けた運輸支局管内に限る。)から、最寄りのディーラー、整備工場、車両置場等までの運送 |

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

- この許可証は、車積載車の外側から見やすいようにして表示すること。
- この許可証は、再交付を受ける場合(許可証の紛失の場合を除く。)
又は許可期間が過ぎた場合は、速やかに返納すること。
- 有償運送許可要件に該当しなくなった場合又は許可された運送する物若しくは運送区間の制限を超えて有償運送を行った場合は、許可を取り消すことがある。

令和 年 月 日 第 号許可

運輸支局長 印

注意事項

- 登録若しくは車両番号の指定を受けていない(自動車登録番号標等のない)自動車又は市区町村から標識の交付を受けていない(標識のない)原動機付自転車の運送を行わないこと。
- 太枠の欄は、予め記入すること。